

議案第6号関連資料

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

学校医等の報酬に関しては1校（園）あたりの基本額（年額）と幼児、児童又は生徒1人あたりの加算額（年額）があります。

本市の学校医等の報酬額は、県立高等学校等の学校医等の報酬の取扱いを踏まえ決定しており、兵庫県教育委員会は初診料にかかる診療報酬改定に準じ、幼児、児童又は生徒1人あたりの加算額を2.12%増額しました。

これに伴い、本市の学校医等の加算額（年額）を引き上げようとするものです。

2 改正概要

（現 行）

1校（園）あたりの年額252,000円に幼児、児童又は生徒1名につき年額474円（特別支援学校にあっては年額788円）を加算した額の範囲内において任命権者が定める額（改定後）

1校（園）あたりの年額252,000円に幼児、児童又は生徒1名につき年額484円（特別支援学校にあっては年額804円）を加算した額の範囲内において任命権者が定める額

3 施行期日

この条例は令和4年4月1日から施行します。